



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 931 令和3年度管使第3号和歌山県振興局電話交換機器等更新及び賃貸借に係る一般競争入札
に参加する者に必要な資格等 (管財課)..... 1
- 932 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)..... 3
- 933 小坂土地改良区の役員の退任 (農業農村整備課)..... 4
- 934 清算法人小坂土地改良区の清算人の退任 (")..... 4
- 935 学校給食用和歌山県産温州みかんの調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格
等 (果樹園芸課)..... 4
- 936 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 7
- 937 " (")..... 7
- 938 道路の区域変更 (道路保全課)..... 7
- 939 " (")..... 8
- 940 道路の供用開始 (")..... 8
- 941 道路の区域変更 (")..... 8

○ 公告

- 入札公告 (管財課)..... 9

○ 監査公表

- 監査公表第22号 12

告 示

和歌山県告示第931号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和3年度管使第3号和歌山県振興局電話交換機器等更新及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和3年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和3年度管使第3号和歌山県振興局電話交換機器等更新及び賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

- (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。)第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

- (2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の(1)に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第71条第1項に規定する工事担任者資格者証の交付を受けている者であって、その工事担任者資格者証の種類が次のいずれかに該当するものを、担当技術者として配置すること。

コンソーシアムにあっては、上記の担当技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信

イ 総合通信

ウ AI第一種及びDD第一種

エ AI・DD総合種

- (4) 設置場所までおおむね60分以内で保守担当者が到着可能であること。

- (5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、登記事項証明書

カ 個人にあっては、住民票

キ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ケ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

コ 誓約書

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 2の(2)に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

ス 2の(3)の要件を満たすことを証明する書類の写し（ソの担当技術者経歴書に添付すること。）

セ 2の(5)に掲げる資格審査調書

ソ 担当技術者経歴書

タ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

- (2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

- (3) 要綱に基づく一般競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからケまでの書類の提出に代えることが

できる。

- (4) (1) のアからエまで、コ、サ、セ及びソに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和3年9月10日(金)から同月24日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年9月10日(金)から同月17日(金)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和3年9月17日(金)から同年10月1日(金)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和3年10月1日(金)午後5時まで5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局管財課
 和歌山市小松原通一丁目1番地
 郵便番号 640-8585
 電話番号 073-441-2213
 ファクシミリ番号 073-441-2248

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格審査結果通知書により令和3年10月15日(金)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、一般競争入札参加資格審査結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日(県の休日を除く。)以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日(県の休日を除く。)以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第932号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和3年9月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定医師名 | 診療科目 | 医療機関名 | 医療機関の所在地 | 指定年月日 | 診断する身体障害の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|------|------------|------------|---------|-------------|----|----|------|------|-----|-----|-----|-----|-----------------------|-----|-----|-----|--|---|--|--|--|
| | | | | | 視覚 | 聴覚 | 平衡 | 音声言語 | そしゃく | 肢 体 | 心 臓 | 腎 臓 | 呼 吸 | 又ぼう はう 直こ 腸う | 小 腸 | 免 疫 | 肝 臓 | | | | | |
| 木戸勇介 | 整形外科 | 新宮市立医療センター | 新宮市蜂伏18番7号 | 令和3.9.1 | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------------|-------------------|--------------------|---------|--|--|--|--|--|--|--|---|---|---|--|--|--|---|---|
| 稲田佳紀 | 外科 | 新宮市立医療センター | 新宮市蜂伏18番7号 | 令和3.9.1 | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ |
| 本橋恭代 | 循環器内科 | 富田病院 | 岩出市紀泉台2 | 令和3.9.1 | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 吉岡和泉 | リハビリテーション科 | 那智勝浦町立温泉病院 | 東牟婁郡那智勝浦町天満1185番地4 | 令和3.9.1 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 寒川浩道 | 循環器科 | 紀南病院 | 田辺市新庄町46番地の70 | 令和3.9.1 | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 村井昂太 | リハビリテーション科 | 白浜はまゆう病院 | 西牟婁郡白浜町1447番地 | 令和3.9.1 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 原田悌志 | 整形外科 | 和歌山県立医科大学附属病院紀北分院 | 伊都郡かつらぎ町妙寺219 | 令和3.9.1 | | | | | | | | | | | | | | | ○ |

和歌山県告示第933号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、小坂土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和3年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（令和3年8月23日退任）

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|-------------------|
| 理事 | 武内敬治 | 日高郡日高町大字小坂139番地 |
| 理事 | 尾崎若雄 | 日高郡日高町大字小坂227番地の1 |
| 理事 | 外上敬二 | 日高郡日高町大字小坂369番地 |
| 理事 | 鈴木修 | 日高郡日高町大字小坂167番地 |
| 理事 | 木村収 | 日高郡日高町大字小坂223番地の1 |
| 監事 | 武内扶 | 日高郡日高町大字小坂153番地の1 |
| 監事 | 木村史郎 | 日高郡日高町大字小坂216番地 |

和歌山県告示第934号

清算法人小坂土地改良区の清算人が退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により公告する。

令和3年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した清算人（令和3年8月23日退任）

| 氏名 | 住所 |
|------|-------------------|
| 武内敬治 | 日高郡日高町大字小坂139番地 |
| 武内扶 | 日高郡日高町大字小坂153番地の1 |

和歌山県告示第935号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づ

き、学校給食用和歌山県産温州みかんの調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

令和3年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

(1) 調達年度

令和3年度

(2) 調達案件名

学校給食用和歌山県産温州みかん

(3) 調達物品の特質等

仕様書による。

(4) 納入期限

仕様書による。

(5) 納入場所

仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、令和3年9月10日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 国税及び和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者でないこと。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしている者でないこと。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 和歌山県内に本店を有する者であること。

(9) 青果物の販売実績を2年以上有し、かつ、法人にあっては、青果物の販売を目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。

(10) 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における和歌山県産温州みかんの販売量が、仕様書で定める調達予定数量と同等以上の数量であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（申請者が代理人を選任した場合にあっては、競争入札参加資格審査申請書（兼委任状））

イ 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書

ウ 業務概要調書

エ 業務実績調書

オ 役員等に関する調書

カ 法人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

キ 個人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票

ク 和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことが確認できる納税証明書

で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

コ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 2の（9）に掲げる要件を満たすことを証する書類の写し

シ 2の（10）に掲げる要件を満たすことを証する書類の写し

ス 使用印鑑届

(2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、（1）のイからコまで及びスに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、ウからオまで及びスに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和3年9月10日（金）から同月24日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年9月10日（金）から同月16日（木）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) （4）の質問に対する回答は、令和3年9月10日（金）から同月21日（火）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

なお、その内容については、和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/d00208275.html>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和3年9月10日（金）から同月24日（金）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

なお、郵送による場合は、書留郵便により令和3年9月24日（金）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2903（直通）

ファクシミリ番号 073-441-2909

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格の結果通知書を令和3年10月5日（火）までに郵送する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

- (4) 説明を求めた者に対しては、(2)の書面を受領した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第936号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第937号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第938号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和3年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル | 備 考 |
|--|------|--------------------|------------|-----|
| 田辺市龍神村小家字上垣内38番地先から同市龍神村小家字オノ谷1063番1地先まで | 旧 | 4.40 } 30.30 | 1,580.30 | |
| 同上 | 新 | 9.30 } 40.70 | 1,576.40 | |

和歌山県告示第939号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海南金屋線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル | 備 考 |
|--|------|--------------------|------------|-----|
| 有田郡有田川町大字上六川字下奥497番地内から同町大字上六川字下ノ段1038番1地先まで | 旧 | 7.98 } 75.95 | 2,275.81 | |
| 同上 | 新 | 7.98 } 75.95 | 2,275.81 | |

和歌山県告示第940号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 海南吉備線

供用開始の区間 海南市下津町百垣内字垣内586番地先から同市下津町百垣内字垣内584番地先まで

供用開始の期日 令和3年9月10日

和歌山県告示第941号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 奥佐々阪井線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|-------------------------------------|------|----------------------|-------------|-----|
| 海南市九品寺字古寺488番1地先から同市木津字鴻ノ巣215番1地先まで | 旧 | 6.47 } 23.40 | 754.10 | |
| 同上 | 新 | 6.47 } 23.40 | 754.10 | |
| 同上 | 新 | 11.10 } 70.01 | 952.15 | |

公 告

入 札 公 告

令和3年度管使第3号和歌山県振興局電話交換機器等更新及び賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和3年度から令和7年度まで

(2) 業務の名称

令和3年度管使第3号和歌山県振興局電話交換機器等更新及び賃貸借

(3) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(4) 業務担当部局

和歌山県総務部総務管理局管財課

(5) 業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和3年和歌山県告示第931号に規定する令和3年度管使第3号和歌山県振興局電話交換機器等更新及び賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

和歌山県総務部総務管理局管財課

(2) 期間

令和3年9月10日（金）から同月24日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和3年9月10日（金）から同月17日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 3-A会議室

イ 入札日時

令和3年10月20日（水）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和3年10月19日（火）午後5時までに和歌山県総務部総務管理局管財課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局管財課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2213

ファクシミリ番号 073-441-2248

- (2) この一般競争入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手續の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required :

Renewal, lease and maintenance of Private Branch Exchange for Wakayama Prefecture
Promotion Bureau

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 20 October 2021 (Deadline for bids submitted by mail 5:00 p.m. 19 October
2021)

- (3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural
Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2213

FAX 073-441-2248

監 査 公 表

和歌山県監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年9月10日

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 富 安 民 浩

和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 監査の対象

3の監査対象事業会計の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

| 監査対象事業会計 | 監査実施年月日 |
|---------------------|-----------|
| 和歌山県立こころの医療センター事業会計 | 令和3年7月30日 |
| 和歌山県工業用水道事業会計 | 〃 |
| 和歌山県土地造成事業会計 | 〃 |
| 和歌山県流域下水道事業会計 | 〃 |

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の事業会計の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

和歌山県立こころの医療センター事業会計

雑費（手数料）の支出において、履行確認が行われていない事例があったので、適正に処理された。